**法律第五号**

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

**第一条**　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十二号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第三項の表第二十二号中「含む。」の下に「の全日制の課程又は定時制の課程」を加え、同表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十四号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十五号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十六号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同表第四十八号を削り、同表第四十九号中「平成二十九年度まで」を「平成三十年度まで」に改め、同号(8)中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同表第四十九号とする。

第十三条第四項第一号及び第二号中「逓減」を「逓減し」に改め、同条第五項の表道府県の項第三号2中「態容補正」を「密度補正、態容補正」に改め、同項第五号2中「段階補正」の下に「、密度補正」を加え、同項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十二号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十二号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第三項の表第二十二号中「含む。」の下に「の全日制の課程又は定時制の課程」を加え、同表第四十号(1)及び(2)並びに第四十三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同表第四十四号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十五号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同表第四十六号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同表第四十八号を削り、同表第四十九号中「平成二十九年度まで」を「平成三十年度まで」に改め、同号(8)中「平成二十九年度」の下に「及び平成三十年度」を加え、同号を同表第四十八号とし、同表第五十号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同表第四十九号とする。

第十三条第四項第一号及び第二号中「逓減」を「逓減し」に改め、同条第五項の表道府県の項第三号2中「態容補正」を「密度補正、態容補正」に改め、同項第五号2中「段階補正」の下に「、密度補正」を加え、同項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同項第十一号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十二号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同号を同項第十四号とし、同表市町村の項第八号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同項第九号中「平成九年度から平成二十九年度まで」を「平成十年度から平成三十年度まで」に改め、同項第十号中「平成九年度」を「平成十年度から平成三十年度まで